

**【質問項目】**

1. 急傾斜地の行政代執行（鼓川）について
2. 工業用水について
3. 臨港道路について
4. 住宅供給公社について
5. 指宿スカイライン無料化について

**【質問本文】**

1. 急傾斜地の行政代執行（鼓川）について

**■質問（しもづる）**

今回の第一項の陳情は、工事の関係者の方々が土地所有者としての権利を再度行使すること。具体的には、先ほど来あります崩落を誘発するような開発行為を行うことを危惧するものであるかと思えます。この恒久対策工事がおおむね完了して、もうすぐ全て完了するということは非常によかったことだなどというふうに思っておりますが、この陳情の願意に沿って二つほどお尋ねしたいと思います。

一点目は土地の所有権についてなんですけれども、たしか、この陳情の審査が始まったときに一旦、他の法人に譲渡された云々という話がありましたが、差し押さえは別として、今の所有者はどうなっているんですか。

**□答弁（参事（兼）砂防課長）**

この崩壊工事を行った土地の中の申請者名義の土地については、委員御指摘のとおり、一旦、合名会社名義に変わったことがありましたが、現在はもとの申請者名義に戻っております。

**■質問（しもづる）**

戻っているということは売買があったのか、それとも取り消し、無効等があったのか。そこはどうですか。

**□答弁（参事（兼）砂防課長）**

登記簿で確認しますと、錯誤のためということで、もとに戻っております。

**■質問（しもづる）**

錯誤無効ということで、もとの所有者に戻っているというのが現在の状況であるということが確認できました。

続いて、先ほどまつざき委員の質疑の中で、所有者が県に対して不服申し立て並びに訴訟を起こして

いるということがありました。これは、具体的に何に対しての不服申し立てなんですか。

**□答弁（参事（兼）砂防課長）**

一つは昨年九月に県が申請者に対して行った崩壊が発生した後に急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置と、それから災害を防止するための応急措置という急傾斜地法に基づく命令を取り消せというもの。それから、行政代執行の手續に移っておりますが、その中にも幾つか処分があります。行政代執行を行うに当たっての令書という通知を出したりとか、また、行政代執行費用に対する費用を払いなさいという納付命令を出しておりますし、納付がなかった後の督促も処分になりますし、督促にも応じられないということで差し押さえも行っている。差し押さえにつきましても行政処分ですので、個々の差し押さえに対して取り消しを求めるといったことです。まとめますと、急傾斜地法に基づく命令と行政代執行に係る手續に関する命令、それから費用の請求に関する命令、差し押さえ、こういった一連の県が行った申請者への行政処分を取り消せということを求める訴訟及び不服申し立てでございます。

**■質問（しもづる）**

ありがとうございます。

後段で御説明いただいた行政代執行に係る手續に対する訴訟であるとかさまざまな不服申し立ての中で、急傾斜地法に基づく命令に関するものについて幾つかお伺いしたいんですけども、急傾斜地法に基づく命令というのは開発行為によって崩れそうになったらきちんと防止しようということだと、その工事をしなさいということだと思うんですけども、これに関する不服申し立てないし訴訟において事業者は何を争っているんですか。

**□答弁（参事（兼）砂防課長）**

県が、急傾斜地法に基づく命令を出したことそのものを取り消せということで、その理由というか主張の中で言われていることは、自分が行った行為と崩壊との因果関係はないといったことなどを述べられており、九月に行った急傾斜地法の命令を取り消せという主張になっております。

**■質問（しもづる）**

とすると、事業者側の主張としては、そもそも自分たちの工事で崩れたわけではないので、防止工事をする法的義務はないし、当然、行政代執行に係る費用のお支払いもする必要がないという主張ということよろしいですね。

**□答弁（参事（兼）砂防課長）**

委員の御指摘のとおりでいいと思います。

**■質問（しもづる）**

ただいまの質疑で、本件土地の所有権がまだ工事関係の会社に残っているということ、そして、今回の開発行為と崩落についての因果関係について依然争いが残っていること。つまり、事業者としては今回の開発行為で崩落したものじゃないという主張がまだ係争中であることを鑑みれば、引き続き慎

重に状況を注視する必要があると考えますから、継続審査でお願いをいたします。

## 2. 工業用水について

### ■質問（しもづる）

工業用水についてお伺いをいたします。

ここ数年、工業用水の予算を見ますと、資本的支出が大きな額になってきておりまして、いよいよ平川の万之瀬川導水の切りかえ目前なのかなというふうに感じております。

一方で、現在永田川で取っているところの工業用水関連の施設が用途が廃止されることになろうかと思えますけれども、その活用について二点お伺いいたします。

一点目は取水堰に関して、あそこの管理橋は、今、区画整理をやっております谷山駅に渡っていく重要な生活道路にもなっているわけなんですけれども、例えば鹿児島市への移管など今後の活用についてどのように考え、協議をされているのかというのが一点。

そして二点目は、浄水場の土地、たしか一ヘクタールぐらいだったと思えますけれども、こちらも以前お伺いしたときには鹿児島市等々とも活用協議といった話があったかと思えますが、協議ないし検討状況を教えてください。

### □答弁（工業用水課長）

永田川施設の取水堰の管理橋、浄水施設等の今後の取り扱いについての御質問でございますが、工業用水道の万之瀬川導水施設へ移行する平成三十一年以降につきましては、現在利用している永田川施設は工業用水道施設として利用しないということから、来年度永田川施設につきまして撤去する場合の費用及びその方法等について調査をすることとしております。取水堰の管理橋につきまして用途廃止後は除却というのが原則となっておりますが、地元の方々が通行に利用されているということもございまして、用途廃止後の管理橋の取り扱いについて鹿児島市と協議を行っているところでございます。

永田川施設の浄水施設等につきましては、一般的には譲渡後そのままの状態での利活用というのは考えにくいことから、先ほど申し上げましたが、撤去する場合の費用等の調査を行うこととしております。また、関係部局や鹿児島市などに土地利用の希望等についての情報収集などを行いながら、平成三十一年以降利用しなくなる永田川施設の土地・施設の処分等について検討してまいりたいと考えております。

### ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

この工業用水が移るに当たって地元の方から「取水堰の橋を使わなくなったらどうなるんだろう」という不安の声も聞いておりますので、そこは本当に多くの方が使っていますし、また、谷山駅の区画整理が終わったらさらに通る人がふえるであろうと思っておりますので、ぜひ、そのあたりも踏まえて協議をしていただければというふうに思います。

### 3. 臨港道路について

#### ■質問（しもづる）

続いて、臨港道路についてお伺いをいたします。

関係各位の皆様のお尽力のおかげでついに採択されたということもたしか新聞に載ってございましたけれども、本当にありがとうございます。敬意を表したいと思います。

その中で今後検討していかなければいけないのが、一つは、マリンポートのあたり金属団地から、橋で鴨池にタッチした後のルートはどうするのかというところと、そしてまた南の谷山側のどこかで、産業道路と国道と合流しますので、その結節点についても今後検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。

そこで、まず、鴨池、陸地にタッチした後のルートについての検討状況と、また谷山側の結節点についての検討状況について、今見えているところがあったら教えてください。

#### □答弁（港湾空港課長）

臨港道路の鴨池タッチの関係でございますが、今のところ概略の姿は検討されていますが、事業化が正式に決まった後に、来年度ですが、細かい部分を詰めて、市道にどういう形でタッチをしていくのかというようなところを、いろいろ運航事業者等も近くにありますので、協議をしながら話は進めていかなければいけないと思っております。

あと、南の部分につきましては、まだ今のところは特段細かい検討は進められてはおりません。ただ、この臨港道路の整備を進めていく間には委員が言われる箇所についても何らかの対応はしていかなないと交通量が格段にふえてくることはもう明らかでありますので、対応は必要かと思っております。

### 4. 住宅供給公社について

#### ■質問（しもづる）

ありがとうございます。ぜひ、谷山の結節点のことも忘れずに検討していただければなというふうに思います。

続いて、鴨池ニュータウン駐車場についてお伺いをいたします。

鴨池ニュータウン駐車場について、たしか算定根拠となっている修繕積立金が今年度で終了することになっているかと思いますが、それを受けて、今後の利活用方針、そして貸し出しを続けるのであれば貸し出し相手の選定の考え方、貸付金額の考え方並びに積算について示してください。

#### □答弁（住宅政策室長）

鴨池ニュータウン駐車場の貸し付けにつきましては、公社が建設した団地周辺の駐車場不足への対応や公社の経営健全化を図る必要があることから、当面一般競争入札によらず、公社に貸し付けを行うこととしているところでございます。平成二十九年度の貸し付け料につきましては五千七百万円の予定としております。これは前年度より八百万円の値上がりとなっております。算定根拠としましては、規定

駐車台数及び時間貸し駐車台数を勘案し、見込まれる収入約一億一千八百万円から人件費約一千二百万円、管理費、諸経費等四千九百万円を差し引いた額としております。

## ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

八百万円県に入ってくるお金がふえるということは修繕積立金の終了をしっかりと勘案した結果だと思っておりますので、そこについては評価をしたいというふうに思っております。

続けて住宅公社関係で一点お伺いしたいのが、公共工事の入札における総合評価について一点お伺いしたいと思います。

企業の施工能力であったり、技術者の能力であったり、地域貢献度であったりで点数が振られているわけなんですけれども、一例を挙げますと、建築一式四千万円以上三億円未満の工事においては、加算点満点で十点のところ、企業の施工能力は三・五点、技術者の能力は一・五点、それに対して地域貢献度というのが五・〇点と、非常に地域貢献度のウエートが高くなっております。その地域貢献度の中身を見てみますと、おおむね二つ項目があって、一つは地域への貢献としてボランティア活動並びに消防隊員の雇用、こちら両方やったとしても一・五点なんです。それに対して住宅公社の分譲宅地、特に松陽台を買ったら一区画当たり、去年かことし買ったら二・五点なので、ここで最大五点ということで、企業の施工能力ですとか技術者の能力を点に加えるのは非常によくわかるんですが、地域貢献度を加えるのもわかるんですが、住宅公社の宅地を買ったことが地域貢献度になっていて、しかも異様にウエイトが高い。これ何なんだろうということは、私、以前も指摘させていただいたかと思っております。

私の手元にありますのが平成二十八年四月一日に改定されたものであります。来年度以降どういうふうに考えていくのか、基本的な考え方を示してください。そして現実としてこの評価点があるということは、これを受けて受注をしたい事業者としては評価点を伸ばそうとするわけですから購入していったところもあるんじゃないかなと思うんですが、わかれば購入している実績、会社数とか区画数とかを示してください。

## □答弁（監理課長）

総合評価におけます住宅供給公社の分譲宅地、ガーデンヒルズ松陽台の分の取得等の実績の加点評価のお尋ねでございます。

現在、建築一式のお話をされましたけれども、一般土木工事、海上工事の三億円以上のJV工事につきましても加点しておりますけれども、これにつきましては、平成二十九年度の取り扱いにつきましては継続する方向で検討しております。ただガーデンヒルズ松陽台の分譲可能宅地が少なくなってきたということから、加点対象となります新たな取得等につきましては平成二十九年度末までの取得等とする方向で検討を進めているところでございます。

あと、実績等につきましては、別で回答いたします。

## □答弁（住宅政策室長）

入札参加資格者の公社宅地購入状況でございますが、現在までに紹介を除き（後ほど「紹介を含み」に訂正発言あり）六十四区画が県の入札参加資格者四十四社により購入されております。

## ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

今、松陽台の売却可能区画数が減少していることもあわせて、平成二十九年度末で新規取得を対象としない方向で検討しているということで、それは非常にいいことだと思います。一方で、今確認したのは、現状の基準の点数を伸ばそうとして買った方々もいらっしゃる。今の基準を見ると、過去五年間の実績についてはたしか点数に入れていますので、経過措置も含めて見直すのは非常にいいことだと思っておりますので、経過措置も含めて検討していただきたいなというふうに思っております。

## 5. 指宿スカイライン無料化について

### ■質問（しもづる）

続いて、指宿スカイラインについて二点、お伺いをいたします。

一点目は、以前の委員会で、山田料金所のE T C設置に関連して、E T Cは使い終わったら売却できないんですかということで提案をさせていただいたんですが、その後、価格であったり、仕組みであったり調査をされていたら、示していただきたいのが一点と。

二点目は、知事は指宿スカイラインの無料化を実現しますというマニフェストについて、二期区間の改修内容の見直し等をやるということをおっしゃっているわけですが、その見直しの検討状況、内容について示してください。

### □答弁（道路建設課長）

前回の委員会における山田料金所のE T Cの使い終わった後の状況についてでございますが、仮定になりますけれども、どのような機種が入るか、今、NEXCO西日本と契約をいたしまして、NEXCO西日本からE T Cの専門的な業者と契約をするという形をとっております、選定においてどのような機種が入るかというのにも影響を受けるかと思っておりますけれども、全国的に展開しているNEXCO西日本の関連の施設ということで、将来的には使える可能性はあるのではないかなというようなお話をさせていただいたところでございます。その後についてはまだ進展がございませんので、調査はしていないところでございます。

それから、二期区間の見直しのことでございますけれども、現在の検討状況でございますが、二期区間ののり面対策とか線形改良につきましては現在工法の検討やコスト削減の検討を行っているところでございます。また、無料化した場合の交通量の推計、それから周辺道路への影響などについても今検討を進めているところでございます。

一方で、三期の山田インターのフルインター化とか、E T C設置に要する費用につきましても、当初計画と大きな差が生じた場合には有料道路事業全体の償還計画にも影響するものですから、フルインター化の部分ですけれども、ボーリングによる地質調査とか本線を越える橋梁などの形式等もだんだん決まってきており、設計精度を高めるなどしまして実施ベースの事業費の拡充に努めているところでございます。また、フルインター化などに不測の時間を要しますと事業計画自体にも影響しますことから用

地取得につきましても鋭意進めておりまして、二月末現在で三十筆中八筆の用地買収を終えたところでございます。これら三期区間で進めております事業の進捗状況を見ながら、指宿有料道路の無料化に向けた検討を進めているところでございます。

### ■質問（しもづる）

私はなぜE T Cの話をするかといいますと、知事のmanifestoに指宿スカイラインの無料化を実現しますという項目があり、また、manifestoの期間についてのお尋ねをし、原則として一期四年間でやるものだというふうに認識しているわけです。

一方で、このE T C十六億円となっていますけれども、普通に考えると、十六億円で設置したものを数年で、従来どおりのやり方であればそのまま除却をするというのはなかなか考えにくい。そうすると、十六億円かけてつけたんだから何らかの理由をつけて料金徴収を延伸しようよということになりかねないということ、そこを危惧しているからであります。なので、先ほどお示しいただきましたとおり、今後、山田料金所のE T C設置について具体的な機種の設定等々入っていくかと思いますが、その際には料金徴収が終わったならばそれを取り外して、しかも捨てるのではなくて有効活用できるという考え方で取り組んでいただきたいというふうに思っております。これは以前の答弁にもありましたように、なかなか前例がないということで検討方も大変かと思っておりますけれども、この視点を持って取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。